

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西日本鉄道株式会社から令和5年9月29日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（一部区間廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。

意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第93号

事案番号：福5廃8（西日本鉄道株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和6年2月29日（木）10時00分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 山崎 浩

【飯塚市】

飯塚市市民協働部地域公共交通対策課 課長 松村 浩史

【糸田町】

糸田町地域振興課 課長補佐 松岡 俊輔

糸田町地域振興課 係長 上野 恵美

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西日本鉄道株式会社）との協議内容

令和5年5月30日付けで西日本鉄道株式会社から福岡県バス対策協議会に、筑豊（特急）福岡線の一部区間廃止の申出書が提出された。

令和5年6月9日に同協議会から関係市町である飯塚市、糸田町に通知し、別添のとおり福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行った。

(2) 自治体や住民等の意見

関係市町が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

関係市町において、地域住民の利便性維持に資する施策について検討する。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

関係自治体の意向を尊重する。

【飯塚市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西日本鉄道株式会社）との協議内容
令和5年3月に事業者より廃止の申し出があった。その後、事業者に対して廃止の見直しを要望するとともに、事業者との個別協議及びバス対策協議会ブロック別地区協議会における協議を実施。
令和6年2月のバス対策協議会ブロック別地区協議会において、事業者より廃止日の延期の申し出があった。
- (2) 自治体や住民等の意見
減便してでも運行を継続し、路線を維持してほしいと要望しているほか、利用促進に取り組むことから、利用状況の推移を見ながら検討してほしいと要望している。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
現在運行している予約乗合タクシーにて対応予定。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非
廃止日については事業者より延期の申し出があった。

【糸田町】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西日本鉄道株式会社）との協議内容
令和5年2月に事業者より廃止の申し出があった。その後、事業者に対して廃止の見直しを要望するとともに、事業者との個別協議及びバス対策協議会ブロック別地区協議会における協議を実施。
令和6年2月のバス対策協議会ブロック別地区協議会において、事業者より廃止日の延期の申し出があった。
- (2) 自治体や住民等の意見
減便してでも運行を継続し、路線を維持してほしいと要望しているほか、利用促進に取り組むことから、利用状況の推移を見ながら検討してほしいと要望している。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
現在運行している予約型乗合交通サービスにて対応予定。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非
廃止日については事業者より延期の申し出があった。

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会(議事概要)

1. 開催日：第1回 令和5年7月12日(水)～7月19日(水)(書面)
第2回 令和5年8月10日(木)
第3回 令和5年10月18日(水)
第4回 令和5年11月22日(水)～12月16日(水)(書面)
第5回 令和6年2月9日(金)

2. 関係者
九州運輸局福岡運輸支局
福岡県
飯塚市
糸田町
西日本鉄道株式会社

3. 協議事項
西日本鉄道株式会社「筑豊(特急)福岡線」の一部区間廃止の申し出への対応について

4. 協議結果
当該路線は、収支や利用の状況が厳しいとともに、乗務員の労働環境改善の観点等から、運行の見直しが必要と認められるが、飯塚市及び糸田町は、廃止申し出対象区間の重要性や可能性に鑑み、廃止に係る道路運送法上の手続を尊重しつつも、西日本鉄道株式会社に対し、減便による運行継続を含め可能な限りの存続を要請する。
西日本鉄道株式会社は、飯塚市及び糸田町の要請を踏まえ、一定の需給調整を行った上で廃止時期を延期する。具体的には、令和6年3月16日に減便の上、令和6年度末まで運行を継続し、減便分に相当する輸送力は、同じ路線の別系統に振り向ける。
今後、関係者において、廃止申し出対象区間に係る利用状況を注視・共有しつつ、飯塚市及び糸田町は、運行継続期間内に地域住民の利便性維持に資する施策について検討することとし、県は、必要に応じて関係者協議の場を設定するなど両市町を支援する。